

## 教育支援体制整備交付金 QandA 【幼児教育の質の向上のための緊急環境整備】

③ ②の内容に加え、新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要な「かかり増し経費」への対応

| No |              | 質問   | 回答  |
|----|--------------|--|---|
| 1  | 人件費          | 短時間勤務職員の雇用に係る経費は対象か。   | 預かり保育を実施した場合に係る雇上げであれば対象となる。  |
| 2  | 人件費          | 預かり保育に係る人件費であれば、全額補助対象経費に計上して良いのか。   | 既存制度(地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業など)との二重給付にならないよう経理区分した上で、かかり増し分の人件費があれば計上可能。                  |
| 3  | 人件費          | 預かり保育を行っていない園において、通常の教育活動の中で教職員が感染症対策に伴い時間外勤務を行ったり、勤務日数・時間を増やした場合、その分の人件費は対象となるか。  | 対象とはならない。   |
| 4  | 人件費          | 教育標準時間部分と預かり保育部分が分けられない業務に係る人件費はどのように計上すれば良いのか。                                    | 人件費の性格や算定方法等にもよるが、例えば場所(部屋)や時間帯などで預かり保育を実施した場合に係る経費として合理的に説明できるのであれば、その分を対象にすることが考えられる。 |
| 5  | 人件費          | 臨時休業期間に実施した預かり保育に係る分に限定されるのか。  | 臨時休業期間に限るものではない。  |
| 6  | 人件費          | 幼稚園型認定こども園において教育・保育給付第2・3号認定児に対して保育を行う中で、感染症対策に伴うかかり増しの人件費がある場合、その人件費は対象になるか。      | 対象として差し支えない。  |
| 7  | 人件費          | かかり増し分の人件費の支給根拠について、園の給与規程等に記載する必要はあるのか。   | 交付金の補助要件ではないが、補助の実績を確認するために帳簿等に記録を残しておくほか、給与の一部として職員に支給する場合は給与規程等に明記することが望ましい。          |
| 8  | 物件費          | 給食に係る経費(食材購入費、調理業務委託費など)や送迎バスの運行委託費等のキャンセル料は対象になるか。                                | 業務量の増への対応とはいえないため対象にならない。   |
| 9  | 物件費          | 感染症対策として職員個人が物品を購入した場合にその経費を補助対象として計上できるか。   | 業務の関係で必要な物品であり、立替金として施設が個人に支払った場合(結局は施設の支出)、施設や自治体はその経費に対して補助した場合は補助対象として計上して差し支えない。    |
| 10 | 対象経費の確認方法    | 人件費や通信費、交通費等の確認方法に決まりはあるか。<br>(例えば、電話の問い合わせ等の通信費の場合、昨年度や直近数カ月の実績と比較するなど。)          | 補助事業者(都道府県)において、かかり増し分として確認できる方法であればよい。   |
| 11 | 対象期間         | 補助事業の対象期間はいつからいつまでか。   | 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで。  |
| 12 | 申請・清算<br>手続等 | 事務連絡に4月1日付け内示額に係る不用額の活用について指示があるが、今回新たに対象となったかかり増し経費に対しても、前回内示額を充当することができると考えてよいか。 | かかり増し経費は二次補正分のみを対象経費なので、一次補正分に不用額が発生しても充当せず、今回提出する事業計画に計上すること。                          |